第1章 地震災害予防計画

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信・連絡が迅速、的確に行えるよう、通信体制の明確化、 情報通信設備の整備を行うとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係部課

安心安全課、産業経済課、社会福祉課

1. 組織体制の整備

1) 地震災害に強いまちづくりの推進に向けた体制整備概況

市は、市域に起こりうる最大の地震被害想定結果を踏まえて、地震災害に強いまちづくりの実現を図るため、関係各課が連携して対策の推進を行う。

2) 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、日頃から職員に対し災害時の役割の周知 徹底を図るとともに、本計画に基づき地震災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を作 成、配布し、災害時の初動体制・応急復旧の迅速化に努めるものとする。この際、業務継続計 画(BCP)を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、 重要データの保全等に万全を期するものとする。また、関係各課では、災害時に円滑に相互連 携が図れるよう、日頃からの情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等 部局間の連携体制を整備する。

2. 相互応援体制の整備

- 1) 市町村間及び民間団体との相互応援
 - (1) 市町村間協定の見直し及び締結

現在締結されている協定について、関係市町村との協議により、必要に応じて協定内容等の見直しを行う。

また、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請を想定し、法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進する。

(2) 民間団体・事業所等との応援協定の締結

周辺市医師会、商工会、農協等をはじめとする関係団体、その他市内民間事業者との応援協定の締結を推進する。

(3) 応援要請及び受入れ

市は災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、 応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

第3編 地震災害対策 第1章 地震災害予防計画 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

また、応援要請後、応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

災害時、国等の機関に対する職員派遣要請及び斡旋が、迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3. 自主防災組織等の育成・連携

- 1) 自主防災組織等の整備
 - (1) 自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

- (2) 自主防災組織の単位・編成
- ①組織単位

組織の単位は町会や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

②編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

- ①平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災資機材の備蓄
 - オ 災害時要援護者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
 - カ 災害時要援護者避難協力体制の計画
- キ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認
- ②災害時の活動
- ア 情報の収集、伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- 工 救出、救護
- オ 救助・救護者リストの作成
- カ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- キ 災害時要援護者の安全確保
- (4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連

携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び機材の整備等について支援を行う。

2) 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院、工場、大規模店舗等多数の人が出入りする施設に対しては、消防法8条の規 定により、防火管理者を定め、当該対象物について消防計画を作成させる。防火管理者の作 成する消防計画の主眼点は、次のとおりとする。

- ①当該対象物の規模、業態、階層、消防設備等を考慮した消火・通報・避難誘導・救助・警戒等の訓練の実施。
- ②消防用設備の点検・整備。
- ③火気の使用、又は取り扱いに関する監督。
- (2) 危険物施設及び高圧ガス関連事業者等の防災組織

消防本部は、危険物施設の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

危険物施設は、爆発性、毒性等の性質のものがあり、周囲に及ぼす影響も大きいことから 自主防災体制の強化、事業所相互間の応援体制等を確立する。

3) ボランティア組織の育成・連携

(1) 災害時ボランティアとの調整

災害時ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア 無線)とに区分し、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

(2) 災害時ボランティア担当窓口の設置

市は災害時ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等予め、その機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3) 災害時ボランティアの活動環境の整備 市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

①ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業 等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

②一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点や宿泊施設の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ボランティア保険への加入促進

第3編 地震災害対策 第1章 地震災害予防計画 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るととも に、ボランティア保険の助成に努める。

4) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域 貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事 業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実 施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重 要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の 取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供を進めるとともに、企業防災分やの進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも応じられる市場の健全な発展に向けた条件整備に務める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、市は企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

4. 情報通信ネットワークの整備

災害時の情報通信ネットワークは、「第2編 風水害対策 第1章第7節 情報通信設備等の整備計画」に定める。

第2節 地震に強いまちづくり

■基本的考え方

この計画は、都市計画マスタープラン等市のまちづくりに関する関連計画との整合を図り、地震に強いまちづくりを実現するために必要な都市施設及び建築物の耐震化等に関する対策について定めるものである。

関係部課

安心安全課、都市計画課、建設課、上下水道課

1. 防災まちづくりの推進

1) 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、以下の点について、防災まちづくりの方針を策定するとともに、都市計画マスタープランなどのまちづくりに関する上位計画に位置づけることで、防災まちづくりを推進する。

- (1) 市の災害危険度の把握と防災に配慮した土地利用計画
- (2) 市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

2) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- (1) あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- (2) 緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- (3) 広域避難場所等防災機能等の周辺地域であることを重視する。
- (4) 防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- (5) 消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- (6) その他防災上必要な観点。

3) 地域地区制度の効果的活用

既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つ等、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

4) 都市施設の整備促進

(1)都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2)都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

5) 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なまま 形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。今後、新しく形成 される市街地や既成市街地の再編にあたっては、道路等都市基盤と一体となった整備を推進す ることによって災害に強い市街地づくりを進める。

6) 避難施設の整備計画の作成及び施設の追加・変更

大規模災害に備えて既に指定されている避難所及び避難場所について災害の発生時には速 やかに、開設、運用ができるように、設備の拡充などに関する計画を作成する。なお、今後、 施設の老朽化や市街地の動向に応じて、より安全な避難所及び避難場所の追加・変更を検討す る。また、必要に応じ、近隣市町村と協議の上、広域避難場所の指定を検討する。

2. 建築物の耐震化・不燃化等の推進

1) 建築物の耐震化

(1) 公共公益施設の耐震化対策

庁舎、学校及び社会福祉施設等の公共公益施設は、災害時における避難、医療救護活動等の応急、復旧対策活動の拠点となるため、市及び施設の管理者は耐震診断及び耐震補強等の対策を推進する。また、新築・改築の際には、耐震性等の一層の確保に努める。

(2) 住宅の耐震化

一般の住宅については、耐震診断の促進を図るとともに、家屋の耐震補強の実施を促進する。

(3) 医療救護施設の耐震化

災害時において、医療救護の活動上重要な拠点となる施設について、計画的に耐震診断を 行い、必要に応じ耐震改修を行う。

(4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

特に、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象と し、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(5) 一般建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

- ①繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ②調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し改修を指導する。
- ③建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の啓発を行う。
- ④体育館等の大空間の建築物の所有者または管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を 行う。
- (6) ブロック塀の倒壊防止対策
- ①安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図る。
- ②実態調査などにより、避難路及び避難場所等を重点にブロック塀の倒壊危険箇所の把握に 努める。

- ③日頃から点検に努めるよう指導するとともに、生垣等を奨励する。
- ④新設または改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守する旨指導する。

2) 建築物の不燃化

建築物の不燃化の推進にあたって、経年的な市街地の動向(建築物の構造、棟数変化や密集 状況など)を調査、把握した上で、必要に応じて防火、準防火地域の指定について検討し、住 民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進めるものとする。

3) 建築物の液状化被害予防対策

木造建築物については、建築基準法施行令第42条に基づき、地盤が軟弱な区域を指定する。 また、指定した区域において、地盤改良等の液状化対策を指導する。

4) 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備(収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等)の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

3. 土木施設の耐震化

1) 道路及び橋梁

(1) 道路の耐震化

災害時における円滑な交通を確保するため、道路管理者は危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから耐震化等に努める。

(2) 道路災害の防除

法面の崩壊や土砂災害の影響を受けやすい箇所について、その対策を進める。

(3) 橋梁の耐震化

老朽化など耐震性の低い橋梁については、橋脚補強等を実施するなどその対策を進める。

2) 河川及び湖岸

河川施設の維持管理体制を強化するとともに、耐震性向上の観点からの適切な対応策を講じる。

4. ライフライン施設の耐震化

1) 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強または更新

配水池等市街地に属する重要施設のうち、耐震性が不足するものについては二次災害を回避するため緊急に補強または更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性が不足する管路について速やかに更新を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど施設整備を図る。

2) 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、可撓性・伸縮性を有する継手の採用、地盤改良等による液状化対策の実施等、耐震補強工事を実施する。

(2) 新設施設の耐震化

施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

5. 地盤災害対策

- 1) 地盤災害危険度の把握と周知公表
 - (1) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

- (2) データベースの活用
- ①地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策工法の必要性の判定などに活用していく。

②土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などを 地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地 区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

(3) 土砂災害危険区域の周知徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域内に居住している住民等について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

2) 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

- 3)造成地災害防止対策
 - (1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は、巡視等により違法な開発等の取り締まりを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

①災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地 については都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

②人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等対策を講ずる。

4) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は災害による被害を増大させる可能性があるとともに、 建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水 の過剰揚水等については適切な指導を行う。

5) 液状化対策

液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道 敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めると ともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

6. 危険物施設等の安全確保

1) 石油類等危険物施設の予防対策

(1) 指導及び防災意識の啓発

危険物施設は、消防法及び関係法令によって、細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成を指導し、マニュアルに 基づく訓練による防災意識の啓発を図る。

(2) 施設の保全及び耐震化

消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう、危険物施設の管理所等に対し指導を行う。

(3) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止の ため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導 する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種

試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(4) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(5) 自主防災体制の確立

消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるよう、危険物施設の管理者に対し指導を行う。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(6) 防災用資機材の整備

消防本部、消防署及び市は、複雑多様化する危険物の備えとして、化学消防力の強化に努める。

(7) 市民(一般取扱者)への啓発

平成 10 年 4 月 1 日から可能となったガソリンスタンドにおけるセルフ給油や、各家庭における少量危険物施設からの火災等を考慮し、市民への啓発を行う。

2) 高圧ガス及び火薬類取り扱い施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

①防災マニュアルの整備及び関係者への周知

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備を所有する住民に対し、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

②高圧ガス設備等の耐震化

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとと もに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

③事業所間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、 その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高 圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

④地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

①製造所への対策

従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の啓発と技術指導を行う。また、定期自主

検査の実施を指導する。

②火薬庫への対策

火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の啓発を図る。また、定期自主検査 の実施を指導する。

③点検及び通報

火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は、速やかにその施設の点検を行い、被害の有無 等を県及び市へ通報するよう指導する。

第3節 地震被害軽減への備え

■基本的考え方

この計画は、地震被害の軽減を図る上で重要となる災害時輸送の確保、消火活動、救助・ 救急活動、医療救助活動、被災者支援及び災害時要援護者の安全確保について、事前に講ず るべき対策について定めるものである。

関係部課

安心安全課、社会福祉課、こども福祉課、介護福祉課、健康増進課、上 下水道課

1. 緊急輸送への備え

1) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道294号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する 国道354号が指定されている。

近隣市町村では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道294号及び国道354号の安全性確保に向けた整備を要請する。

2) 緊急輸送道路ネットワークの構築

県から指定されている緊急輸送道路と併せて、災害活動拠点との関連を考慮して、市道において緊急輸送時に重要となる道路を選定し、有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワークの構築に努める。

3) ヘリポートの指定、整備

重傷者の高度医療機関への搬送、輸血用血液、医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを災害活動拠点となる施設、もしくはその周辺地に確保し、その整備に努めるとともに、臨時ヘリポートの指定、拡大について、県及び関係機関との協議により検討する。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図る。

2. 消火活動、救助・救急活動への備え

1) 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。市 及び消防関係機関は、一般住宅所有者等に対し、地震時の出火予防対策に関する知識の普及、 啓発に努める。

①コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防関係機関は、市民に対し地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の

設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを指導する。

②電気器具からの出火の予防

市及び消防関係機関は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具の プラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなど を指導する。

③ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等において、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

2) 消防力の強化

(1) 消防体制の充実・強化

合併前の消防相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、 広域消防体制の確立を図る。消防力の整備指針を充足するよう消防力の整備について年次計 画を立て、その強化を図る。

(2) 消防水利の充実と耐震性防火水槽の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか、河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、地震災害時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用の制限が予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

- ①上水道対策は緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大に努める。
- ②消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年間計画により、新設・増設に努める。 特に重要拠点には、耐震性貯水槽の配備に努める。また、消火栓使用不能時等の緊急時に 備え管内の水利状況の把握に努める。
- ③消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、地震災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

④広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防応援協定等に基づき、協定 を締結している複数の消防本部・消防署・消防団合同の消火、救助訓練を実施し、災害時 への対応力の強化を図る。また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応 計画を具体的に立案する。

(3)消防団の育成・強化

地震災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、地震災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

3) 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を実施し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 救急活動体制の強化

大規模な地震災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な 応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進す る。

- ①救急救命士の計画的な養成
- ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③救急隊員の専任化の促進
- ④教育訓練の計画的な実施
- ⑤消防本部と市内医療機関との連携強化(緊急時の通信機能の確保)
- ⑥住民に対する応急手当方法の指導
- (4) 災害用ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関 と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(5)集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

(6)消防本部・警察・自衛隊等救助隊との連携強化

消防本部及び警察署、自衛隊等他機関の救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確立する。

- 4) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上
 - (1) 初期消火能力の向上

過密化する市街地においては、震災時における自主的な初期消火活動が火災の延焼防止に 大きく貢献することとなる。このため、市では災害危険性の高い市街地から順次、自主防災 組織の設立を支援していくとともに、初期消火活動に必要な備品の整備を支援し、初期消火 能力の向上を図る。

設立された自主防災組織に対し、防火用水の確保、風呂水の貯め置きなどを地域ぐるみで推進するよう指導する。また、事業所に対して、地域の自主防災組織との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるよう指導する。

- (2) 救出・応急手当能力の向上
- ①救出用資機材の備蓄

自主防災組織に対し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、の

こぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄や、地域内の建築業者等から調達できるよう支援していく。

②救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市は その指導助言にあたるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとす る。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に 対する応急手当方法の普及、啓発を図る。

3. 医療救助活動への備え

医療関係機関に対し、病院防災マニュアルの策定と職員への周知徹底を図るとともに、年2 回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努めるよう指導する。

医療関係機関の防災訓練の実施にあたっては、社会福祉施設や地域住民の参加を促し、地域 社会における災害時共助の推進につなげるものとする。

4. 被災者支援のための備え

1) 避難所の指定

市は、地震被害想定の結果に基づき、避難場所に避難した被災者のち居住場所を確保出来なくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、 公民館、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間 施設の活用をはかる。

2) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

3) 避難所の整備

避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- (1)食糧、飲料水(断水を想定した井戸水の活用を含む)
- (2) 生活必需品
- (3) ラジオ、テレビ

- (4) 通信機材(衛星携帯電話、特設公衆電話、市防災行政無線を含む)
- (5) 放送設備
- (6) 照明設備(非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む)
- (7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (8) 給水用機材
- (9) 医療資機材(常備薬含む)
- (10) 物資の集積所(備蓄倉庫等)
- (11) 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
- (12) 工具類

また、避難所の設備の整備については、避難者のプライバシーに配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の災害時要援護者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を行う。

4) 食糧、生活必需品等の供給体制の整備

市は、社会福祉協議会及び日本赤十字社茨城県支部と連携を図り、災害時に必要となる食糧及び毛布等生活必需品の調達・供給に関する体制を整備する。

- (1) 食糧の備蓄並びに調達体制の整備
- ①避難所等の備蓄、調達体制

市は、避難所等において想定されるり災人口の概ね3日分を目安として食糧の備蓄に努めるとともに、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパー、その他販売業者との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の災害時要援護者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

②住民及び地域の備蓄の普及

市は、住民及び地域に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、 行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記に掲げる品目等、必要な物資を概ね3 日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう、指導、啓発していく。

③事業所の備蓄の普及

事業所(企業)は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

- (2) 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備
- ①避難所等の備蓄、調達体制

想定されるり災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるとともに、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者の状況を考慮する。さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。そのほか、避難場所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、予め各事業者との協定を締結し、協力体制を構築する。

②事業所、住民等の備蓄の普及

市は、事業所及び住民に対して、日常生活に必要となる品目を備えるよう指導、啓発していく。

5) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、下記応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行うものとする。

< 品目 >

①給水タンク車 ②給水タンク ③浄水器 ④ポリ容器 ⑤ポリ袋等

(1) 行動指針の作成

市は、応急給水・応急復旧の行動指針を予め定め、職員に周知徹底する。応急給水・応急復旧の行動指針は、水道施設の耐震化の進捗等、状況の変化に応じ見直すものとする。

(2) 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備しておく。

5. 災害時要援護者の安全確保のための備え

災害時要援護者の安全確保のための備えは「第2編 風水害対策 第1章第13節 災害時要援護者支援計画」に定める。

6. 燃料不足への備え

1)燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2) 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカー

を作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4) 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第4節 防災教育・訓練

■基本的考え方

この計画は、市民一人ひとりの自助防災対策の向上を目的として、防災に対する知識・行動力を高めるために必要な措置について定めるものである。

関係部課

安心安全課、こども福祉課、学校教育課、生涯学習課

1. 防災教育

- 1) 市民に対する防災教育
 - (1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

- <知識の普及、啓発を図る主な内容>
- ①地震防災に関する一般的な知識
- ②つくばみらい市内で想定される地震災害に関する知識
- ③自らが住まう地域で想定される地震災害に関する知識(密集市街地での延焼の恐れ、地震 に伴う土砂災害など)
- ④地震が起きた場合の一般的な避難行動に関する知識
- ⑤地震が起きた場合の自らの地域における避難行動に関する知識(地震時のとっさの行動、 具体的な避難場所、避難経路等について)
- ⑥地震災害の情報入手に関する知識
- ⑦地域社会における地震災害予防に関する知識
- (自主防災組織について、周辺地域社会での共助の考え方について)
- ⑧各家庭における地震災害予防に関する知識
- (災害時の家族内での連絡方法、地震時に集合する場所、必要備蓄品、家具の固定、家屋の 耐震化の必要性)
- ⑨地震災害予防に対する公的支援メニューに関する知識
- ⑩震災時に機能する公的団体の活動内容に関する知識(行政、防災関係機関、医療機関、福 祉機関など)
- ⑪その他地域の実情に応じた住民の安全確保に必要な情報 等
- (2) 普及・啓発の方法
- ①広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布する ことにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

②情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する

第3編 地震災害対策 第1章 地震災害予防計画 第4節 防災教育・訓練

情報の一元化・集約化に努めるものとする。

③講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

④個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、地区住民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取り組みを推進する。

- ⑤その他のメディアの活用による普及
- ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- イ ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ウ 文字放送の活用
- エ インターネットの活用
- 2) 学校及び保育所(園)等における防災教育
 - (1) 幼児・児童・生徒等に対する防災教育
 - ①幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、幼児、児童及び生徒(以下「児童・生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。
 - ② 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防 災教育を行う。
 - ③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に 行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを 行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっ ては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓 練等の体験的学習の充実に努める。
 - (2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

2. 防災訓練

1)総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに住民等が行う訓練) 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連

第3編 地震災害対策 第1章 地震災害予防計画 第4節 防災教育·訓練

携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していく ものとする。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点 に十分配慮するよう務める。

(1)訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出·救助、救護·応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物除去
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要援護者の支援(避難所への避難等)
- ① 応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2) 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

①防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

市及び防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により避難訓練を実施する。

②幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2)消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する

第3編 地震災害対策 第1章 地震災害予防計画 第4節 防災教育・訓練

ほか、大火災を想定して実施する。なお、学校にあたっては、収容者数等人命保護のため、 特に避難について施設を整備し、訓練を実施するものとする。

(3) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(4) 通信訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3) 事業所、自主防災組織及び住民等が実施する訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

市は、学校、病院、工場、事業所、大規模店舗等で消防法により定められた防火管理者に対し、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するよう指導する。また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加するよう指導する。

(2) 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く災害時要援護者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、 防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう 努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画

■基本的考え方

この計画は、地震災害が発生した時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係班

全班

1. つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、法第16条第1項に基づき設置された機関で、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例(条例第133号)第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

2. 災害警戒本部

1) つくばみらい市災害警戒本部

市災害警戒本部(以下「警戒本部」)は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を 設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、 教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所(伊奈庁舎内)に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所

1 つくばみらい市役所谷和原庁舎

2 総合運動公園

3 伊奈東中学校

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了した

と本部長(市長)が認めるときに警戒本部を廃止する。

4) 組織・編成等

- (1) 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務 (別表参照)
- (2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
中 長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、安心安全課長

②協議事項

- ア 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 災害への警戒に関すること
- ウ 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ 避難対策に関すること
- カ 広報活動に関すること
- キ 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部(以下「対策本部」)は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に おいて、防災の推進を図るため法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であ り、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例(条例第134号)の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と 認めたときに設置する。

- (1) 震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 東海地震の警戒宣言が発表されたとき。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、 教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災危機 管理課、同県南県民センター等の関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所(伊奈庁舎内)に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は 各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁 舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

	1	つくばみらい市役所谷和原庁舎
本部設置の代替場所	2	総合運動公園
	3	伊奈東中学校

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長(市長)が認めるときに対策本部を廃止する。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災危機管理課、同県南県民センター等の関係機関に連絡、周知するものとする。

5)組織・編成等

- (1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務 (別表参照)
- (2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、消防団長

②協議事項

- ア 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関する こと
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ 公費負担等に関すること

- カ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ 本部の廃止に関すること
- ク 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

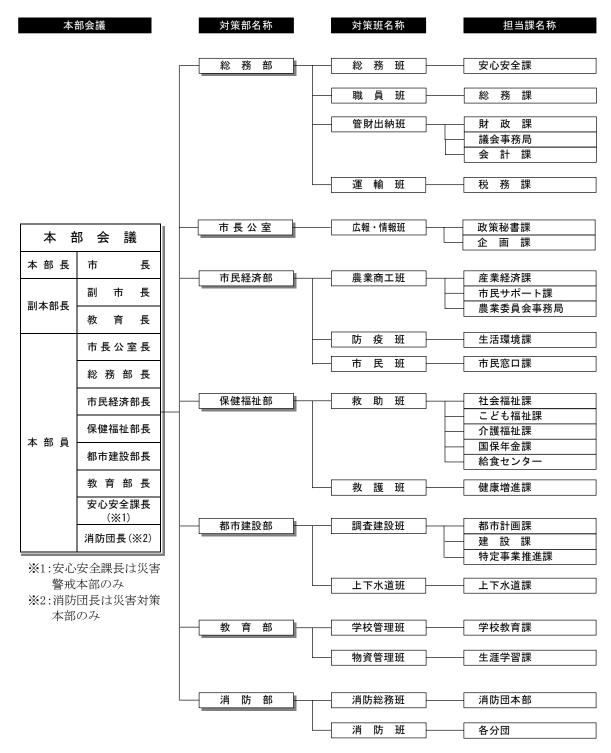
4. その他

- ・各部長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。
- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
		総務班	安心安全課長
総務部	総務部長(安心安全課長)	職員班	総務課長
松心 4分 司3		管財出納班	財政課長
		運輸班	税務課長
市長公室	市長公室長 (政策秘書課長)	広報情報班	政策秘書課長
		農業商工班	産業経済課長
市民経済部	市民経済部長(産業経済課長)	防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長	救 助 班	社会福祉課長
	(社会福祉課長)	救 護 班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長	調査建設班	都市計画課長
即川海郡即	(都市計画課長)	上下水道班	上下水道課長
教育部	教 育 部 長	学校管理班	学校教育課長
秋 月 部	(学校教育課長)	物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長	消防総務班	消防団副団長
(th (v) (th	(消防団副団長)	消防班	消防団副団長

- ・本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の 部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ・各対策部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

【つくばみらい市災害対策本部(災害警戒本部)組織図】



【別表 災害対策本部 (災害警戒本部) 各対策部及び対策班の事務分掌】

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	班員等	分掌事務
	本 部 長	市 長	1 災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副 市 長 教 育 長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
災害警戒本部	本部員	市長公室長総務部長科部市建設部長都市建設部長都市建設部長教育部長安心安全課長	 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する 災害警戒本部決定事項を命令指揮する 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
	本部長	市長	1 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副 市 長 教 育 長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
災害対策本部	本 部 員	市長務 部部民経済部部 長天経 市民経福祉部 育 部 財 防 財 別	 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 災害対策本部決定事項を命令指揮する 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
総務部	総 務 班 (安心安全課長)	安心安全課員	 本部の設置及び廃止に関すること 本部員の招集に関すること 本部会議の事務とりまとめ及び連絡に関すること 警報・地震情報に関すること 各対策班との連絡調整に関すること 関係機関との連絡調整に関すること 県、国等への被害報告に関すること 災害救助法の適用申請に関すること 自衛隊派遣要請に関すること 県及び他市町村への応援要請に関すること 防災行政無線の運用に関すること 交通及び防犯に関すること その他本部長の特命事項に関すること
(総務部長)	職員班(総務課長)	総務課員	1 職員の動員に関すること 2 職員の把握に関すること 3 職員の食糧、物資の供給及び厚生に関すること 4 職員の公務災害に関すること 5 部内・その他の応援に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
	管財出納班(財政課長)	財 政 課 員 議会事務局員 会 計 課 員	1 災害対策関係予算に関すること 2 庁舎の点検、整備及び復旧に関すること 3 災害対策に係る契約に関すること 4 車両の調達、管理に関すること 5 災害対策に必要な経費の支出に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班員	分掌事務
総 務 部 (総 務 部 長)	運 輸 班 (税 務 課 長)	税務課員	1 救助物資、資財等の運送に関すること 2 罹災者の避難のための輸送に関すること 3 輸送関係機関との連絡調整に関すること 4 税の減免、徴収猶予等に関すること 5 部内・その他の応援に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
市長公室 (市長公室長)	広 報 情 報 班 (政策秘書課長)	政策秘書課員 企 画 課 員	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 災害視察及び見舞者の対応に関すること 3 市民への災害広報に関すること 4 帰宅困難者への情報提供に関すること 5 報道機関への対応に関すること 6 災害記録の作成に関すること 7 電話の受付等災害情報の収集に関すること 8 情報の集計、整理に関すること 9 各部への収集情報の報告・伝達に関すること 10 部内・その他の応援に関すること 11 その他本部長の特命事項に関すること
	農業商工班(産業経済課長)	産業経済課員 市民サポート課員 農業委員会事務局員	1 食料の調達・供給に関すること 2 衣料・生活必需品等の調達・供給に関すること 3 農作物、農地、農業施設の被害調査に関すること 4 商業施設・工業施設の被害調査に関すること 5 家畜及び家禽の被害調査に関すること 6 家畜の飼料供給並びに草地飼料作畑の復旧に関すること 7 家畜の伝染病予防に関すること 8 労務者の確保及び供給に関すること 9 り災者の就職斡旋に関すること 10 その他本部長の特命事項に関すること
市民経済部長)	防 疫 班 (生活環境課長)	生活環境課員	1 ごみの収集、処理に関すること 2 し尿の収集、処理に関すること 3 仮設トイレの設置に関すること 4 防疫、衛生活動に関すること 5 災害廃棄物処理に関すること 6 災害時における公害対策に関すること 7 死亡動物の処理、放浪動物の保護に関すること 8 愛玩動物の保護に関すること 9 部内・その他の応援に関すること 10 その他本部長の特命事項に関すること
	市民班(市民窓口課長)	市民窓口課員	1 死亡その他緊急を要する窓口業務に関すること 2 り災証明書の発行に関すること 3 部内・その他の応援に関すること 4 その他本部長の特命事項に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班員	分掌事務
保健福祉部 (保健福祉部長)	救 助 班 (社会福祉課長)	社会福祉課員 こども福祉課員 介護福祉課員 国保年金課員	1 避難所の開設に関すること 2 避難所の運営の総括に関すること 3 災害時要援護者の把握・保護に関すること 4 児童及び保育園児の保護に関すること 5 り災者の救出及びその措置に関すること 6 避難所の災害時要援護者の保護に関すること 7 仮設住宅の災害時要援護者の保護に関すること 8 応急保育に関すること 9 避難所等における炊き出し食品の給与に関すること 10 行方不明者の把握に関すること 11 遺体の処理、安置、埋火葬に関すること 12 災害ボランティアへの対応に関すること 13 災害救助法事務に関すること 14 被災者生活再建支援法に関すること 15 義援金の受入れ、配分に関すること 16 保険料及び税の減免に関すること 17 その他本部長の特命事項に関すること
	救 護 班 (健康増進課長)	健康増進課員	1 所管施設における入所者の安全に関すること 2 所管施設の点検及び応急措置に関すること 3 病院・医院の被害把握に関すること 4 医療救護チームの編成に関すること 5 日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関すること 6 医薬品、医療用資器材等の確保に関すること 7 避難所等における被災者の健康管理に関すること 8 避難所等における被災者の精神のケアに関すること 9 その他本部長の特命事項に関すること
都市建設部	調査建設班(都市計画課長)	都市計画課員 建 設 課 員 特定事業推進課員	1 公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 2 住宅の被害調査及び応急修理に関すること 3 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること 4 被災後の都市計画及び復興計画に関すること 5 交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関すること 6 道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及 び対策に関すること 7 土木業者、建設業者との連絡調整に関すること 8 災害対策に必要な建設機械の供給に関すること
(都市建設部長)	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課員	1 給水源の確保に関すること 2 飲料水の確保及び応急給水に関すること 3 飲料水の水質検査及び消毒に関すること 4 水道施設の被害調査及び対策に関すること 5 水道施設の保全に関すること 6 民間工事業者との連絡調整に関すること 7 下水道施設の点検及び被害状況把握に関すること 8 下水道施設の応急復旧に関すること 9 部内・その他の応援に関すること 10 その他本部長の特命事項に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班員	分掌事務
教 育 部 (教 育 部 長)	学校管理班 (学校教育課長)	学校教育課員	1 児童及び生徒の避難に関すること 2 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること 3 学校関係施設の被害調査及び対策に関すること 4 教職員の動員に関すること 5 被災児童生徒の救護及び応急教育に関すること 6 学用品等の配布に関すること 7 避難所(学校施設)の開設に関すること
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	1 救援物資の受入れ、管理に関すること2 所管施設における入館者の安全確保に関すること3 所管施設、文化財の被害調査に関すること4 部内・その他の応援に関すること5 その他本部長の特命事項に関すること
消防部	消防総務班	消防団本部員	1 本部との連絡調整に関すること 2 各分団との連絡に関すること 3 部内の連絡調整に関すること
(消防団長)	消防班	各消防団員	1 防火・水防に関すること 2 被災者の救助・救出及び捜索に関すること

第2節 動員計画

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。

関係班

職員班 ほか全班

1. 職員の参集及び動員

市域内において地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生の恐れがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

1)職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生の恐れのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した 場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制 区分	配備基準	配備人員	災害対策 本部等の設置
連絡配備	①市域で震度4を記録したとき ②東海地震の観測情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。 警戒体制(第1)に移行できる体制とする。	
(第1)	①市域で震度5弱を記録したとき ②その他、市長が必要と認めたとき	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 警戒体制(第2)に直ちに切りかえ得る体制とする。	必要に応じて 災害警戒本部 を設置
第一 (第2)	①市域で震度 5 強を記録したとき き②東海地震注意情報が発表されたとき ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班 (各部及び各課で予め定めた要員を配備)	災害警戒本部 を設置
非常体制	①震度6弱以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ②東海地震の警戒宣言が発表されたとき ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害対策本部体制を構成する対策班 (全職員を配備)	災害対策本部 を設置

2) 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育 長、総務部長の順でその権限を代行する。

3)職員の動員

- (1) 勤務時間中の動員の伝達
- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- ⑤動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。
- (2) 勤務時間外の動員の伝達
- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員に一般加入 電話を用いて、動員の伝達を行う。なお、各課には市長、副市長、総務部長をはじめ市の 幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③一般加入電話が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、 放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。
- (3)動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、強い地震を感じたときはテレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務 課所に登庁できないときは、市の避難場所に指定されている最寄りの公民館、学校に参集し、 当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報 告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に揚げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、バイク、 自転車又は徒歩により参集する。自家用車は、災害応急対策活動の妨げとなるので原則とし て使用しない。

- (8) 参集時の留意事項
- ①参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、 水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ②参集する職員は、参集途上、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ③参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集 後、所属長等に報告する。

第3節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方

この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係班総務班、広報・情報班

1. 通信手段の確保

市長は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。詳細は「第2編 風水害対策 第2章第5節 通信計画」に定める。

2. 地震情報の収集・伝達計画

気象庁から発せられた地震情報を市及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的に市民に伝える。

1) 地震情報の収集

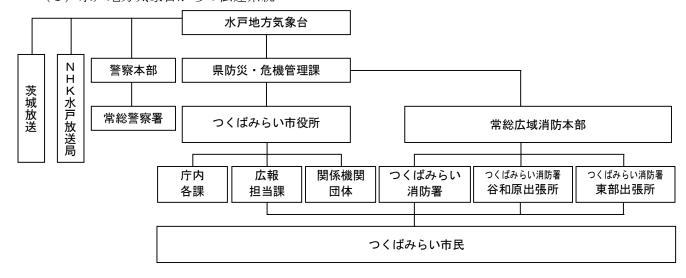
茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期に確立するとともに、必要な機関に対し、情報を迅速に伝達する。

地震情報の種類	内容
震源に関する情報	震源要素及び規模並びに「若干の海面変動あり」、「津波心配なし」の付加文
震源・震度に関する情報	震源要素及び規模並びに地域震度、市町村震度、上記の付加文
各地の震度に関する情報	震源要素及び規模並びに観測点ごとの震度
地震回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数

なお、気象庁は、震度3以上の地震が発生した場合、地震発生後約2分間で震度速報(震度3以上を観測した地域名と震度)を発表している。

2) 地震情報の伝達

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統



第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達

(2) 市民への情報伝達

つくばみらい市役所、防災センターで収集した地震情報は庁内各課へ速やかに伝達し、初動体制について判断するとともに、広報担当を通じて、防災行政用無線、同報系無線、地域防災無線によりつくばみらい市民へ情報伝達を行う。

3) 地震解説資料の収集

地震発生後、約2時間から半日経過した後に、水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。市は、地震発生の状況を考慮し、必要と認められる場合は地震解説資料を入手し、関係機関及び市民への情報伝達を行う。

4) 異常現象発見者の通報

地割れ、山鳴り等災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなればならない。また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。通報を受けた市長は、水戸地方気象台、県(生活環境部防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に住民その他の団体等に周知しなければならない。

5) 災害情報の報告

(1) 消防庁(直接即報基準)への報告

「火災・災害等即報要領」に基づき、震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない)は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合は第一報後も引き続き報告する。

(2) 県(災害対策本部)への報告

被害情報、措置情報は、「茨城県被害情報等報告要領」により報告するとともに、「火災・ 災害等即報要領」に基づき、震度4以上を記録した場合は、原則として覚知後30分以内で 可能な限り早く県へ報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては国(消防庁)へ報 告し、事後速やかに県へ報告する。

<報告先>

茨城県防災・危機管理課 電話 029-301-2885 (直通) FAX 029-301-2898

消防庁応急対策室 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

(平日夜間及び土日祝祭日)

宿直室 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

①報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 発生日時
- ウ 発生場所又は地域
- エ 被害の状況

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達

- オ 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- カ その他必要な事項

②報告の区分

ア 災害緊急報告

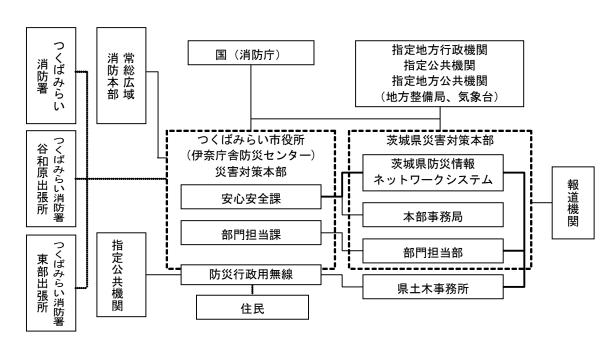
災害発生覚知後、県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。また、第一報の後、詳細判明の都度直ちに電話・ファクシミリ等で報告する。

イ 即報

把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報ネットワーク等 を利用して報告する。

ウ 確定報

災害に対する応急対策が終了した後、被害状況、措置情報及び被害総額情報等を10日 以内に文書及び茨城県防災情報ネットワーク等により報告する。



- ----- 茨城県防災情報ネットワークシステムルート
- ----- 電話・FAX等によるルート(NTT回線)
- ------ 防災行政用無線

3. 災害情報の広報

1) 広報内容

(1)被災地住民に対する広報内容

市は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、広報においては、聴覚障がい者や視覚障がい者に配慮するものとする。

- ①火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、等)
- ②避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達

- ③流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥公的な避難場所、医療救護所の開設状況
- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ②遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑤全般的な被害状況
- 16防災関係機関が実施している対策の状況
- (2) 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の 呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい 文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同 様の内容についても広報する。

- ①避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ②流言・飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人、親戚への被災者安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥全般的な被害状況
- ⑦防災関係機関が実施している対策の状況
- (3) 広報手段

市内の資器材を活用して次の方法により、住民等への広報を行う。

- ①防災行政用無線
- ②広報車による呼びかけ
- ③ハンドマイク等による呼びかけ
- ④ビラの配布
- ⑤インターネット(メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- ⑥立て看板、掲示板等

2) 報道機関への情報発表の方法

市は、災害の状況が把握され次第、報道関係機関に対し発表するとともに、引き続き災害に 関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。報道機関への発表については、災害対

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達

策本部長である市長が行うものとする。

(1)報道機関との連携

市は、災害の広報活動を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

(2) 自衛隊等への広報活動の要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害予防対策 第4節 応援·派遣

第4節 応援・派遣

■基本的考え方

この計画は、大規模な災害が発生し、市単独での対応が困難と判断された場合に、自衛隊 及び周辺市町村の応援、派遣を要請するために必要な措置について定めるものである。

関係班

総務班

1. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章第24節 自衛隊に対する 災害派遣要請計画」に定める。

2. 応援要請・受入体制の確保

応援要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章第25節 他の地方公共団体等に 対する応援要請並びに応援計画」に定める。

第5節 被害軽減対策

■基本的考え方

この計画は、地震被害を最小限に抑えることを目的とし、災害発生時の迅速な避難行動、消火活動及び応急医療を行うために必要な措置について定めるものである。

関係班

全班

1. 避難行動

- 1) 避難勧告・避難指示
 - (1) 避難勧告・避難指示を行う者

避難の勧告又は指示を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として相互に、連携をとりながら実施するものとする。また、法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

- ①避難勧告・避難指示を行う者
- ア 市長(災害対策基本法第60条)
- イ 警察官(災害対策基本法第61条、警察官職務執務法第4条)
- ウ 水防管理者(市長、市水防事務管理者)(水防法第29条)
- エ 知事又はその命を受けた県職員(災害対策基本法第60条、水防法第29条、地すべり等 防止法第25条)
- オ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る(自 衛隊法第94条))

②市長の役割

市長は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、 危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。ただし、市長が不在、 連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

③警察の役割

警察官は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、 又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要 な措置をとる。警察官は、市長が行う避難の勧告又は指示等について、関係機関と協議し、 必要な助言と協力を行う。

④自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害 派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告・避難指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退き を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難勧告・避難指示の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、また、住民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認められるときは、当該地域住民に対し「避難勧告」、 又は「避難指示」を行う。

○避難勧告

	①地震災害が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき
発令基準	②土砂災害警戒情報が発令されたとき
	③その他人命上、避難の勧告を要すると認められるとき

○避難指示

	①余震等により状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき
発令基準	②地震災害が発生した後、二次災害の恐れが迫っていると認められるとき
	③その他緊急に避難する必要があると認められるとき

(4)避難勧告・避難指示の内容

避難の勧告、指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ・避難対象地域(地区名、施設名等)
- ・避難先(避難場所の名称)
- ・避難経路(避難経路の名称)
- ・避難の勧告又は指示の理由 (避難要因となった危険要素の所在地)
- ・その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害 時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等)
- (5) 避難勧告・避難指示の伝達
- ①関係地域住民等への周知

避難の勧告・指示をした場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて 周知・伝達する。なお、指示・勧告の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等 を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

- ア 住民への周知・伝達の手段
- a) 防災行政用無線、警鐘等の利用
- b) ラジオ・テレビ等メディアの活用
- c) 広報車の利用
- d) 周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- e) 文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用
- f) その他あらゆるメディアを使った呼びかけ
- イ 知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに知事に報告するものとする。

- a) 避難のため立ち退き勧告、又は指示したとき。
- b) 避難の必要がなくなったとき。
- c) 避難のため立ち退き先を指示したとき。

d) 警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告 するものとする。

- a) 発令者
- b) 発令の理由及び発令の日時
- c) 避難の対象区域
- d) 避難先
- e) その他
- ウ 近隣市町村等関係機関への通報

市長が避難の勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- a) 県の関係機関(県南県民センター、つくば保健所、常総警察署等) に連絡し協力を要請する。
- b) 避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- c) 避難のため、近隣市町村への協力を求めなければならない場合を想定して、近隣市町村 に対しても連絡を行う。

2) 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。(消防法第28条,水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3) 避難の誘導方法

- (1)避難の誘導を行う者
- ①危険地域における誘導

避難の勧告及び指示が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する 避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消 防団員を配置する。配置された職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたるとともに、 警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。地区ごとの避難誘 導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

②学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難 の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部から派遣された複数の市職員とで協力し、安 全な地域へ誘導する。

③災害時要援護者施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など災害時要援護者施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難場所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、災害時要援護者施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

④交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 避難の方法

①避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

②携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭い、ちり紙等 とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等とする。

③避難順位

災害時要援護者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

4) 避難所及び避難場所の設置

- (1) 避難所及び避難場所は別表に示す学校、公民館等既存建物を整備、利用することを原則 とするが、避難場所が不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合 には、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。
- (2) 避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- (3) 避難所及び避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- (4) 高齢者等災害時要援護者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- (5) 必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、 被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- (6)避難者に対する通信連絡手段を確保するため、東日本電信電話株式会社茨城支店に対し、 災害特設公衆電話の設置を要請する。

5) 避難者の実態把握

(1) 避難者名簿の作成

避難所及び避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名 簿(カード)を配り、避難した市民等に対して各世帯単位に記入してもらう。記入されたカー ドから避難者名簿を作成する。(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)

(2) 災害時要援護者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要援護者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、 身体の状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。

[避難所及び避難場所一覧]

避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本 拠地となるもの	
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの	

《避難所兼避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	茨城県立伊奈高等学校	福田711	0297-58-6175
2	茨城県立伊奈特別支援学校	青古新田300	0297-58-8727
3	伊奈中学校	市野深600	0297-58-0201
4	伊奈東中学校	南太田254	0297-58-4631
5	谷和原中学校	古川950	0297-52-2038
6	小絹中学校	絹の台1-14-2	0297-52-0505
7	小張小学校	小張1661	0297-58-0003
8	豊小学校	豊体1692	0297-58-1008
9	谷井田小学校	谷井田 2 0 4 7	0297-58-1143
10	三島小学校	下島422	0297-58-2505
11	東小学校	足高1313	0297-58-6529
12	板橋小学校	板橋2379	0297-58-0002
13	谷原小学校	加藤241	0297-52-2009
14	十和小学校	上長沼1250	0297-52-4332
15	小絹小学校	小絹858	0297-52-3008
16	福岡小学校	福岡 9 7 1	0297-52-5004
17	総合運動公園	小張1770	0297-58-4005
18	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	神生530	0297-57-0123
19	谷井田コミュニティセンター	谷井田1960	0297-57-8551
20	小絹コミュニティセンター	小絹848	0297-52-0789
21	板橋コミュニティセンター	板橋2675-1	0297-58-9797
<u> </u>		21 施設	

《避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	わかくさ幼稚園	板橋3023-1	0297-58-0014
2	すみれ幼稚園	下島 5 9 2	0297-58-3425
3	谷和原幼稚園	上小目600	0297-52-2330
4	伊奈第1保育所	山王新田1253	0297-58-2422
5	伊奈第2保育所	小張4705	0297-58-1025
6	伊奈第3保育所	長渡呂新田715	0297-58-1597
7	伊奈第4保育所	狸穴1072-14	0297-58-6002
8	谷和原第1保育所	仁左衛門新田641	0297-52-2100
9	谷和原第2保育所	上小目600	0297-52-4217
10	伊奈公民館	福田195	0297-58-5081
11	谷和原公民館	古川1025	0297-52-2141
12	茨城県みなみ農業共済組合旧茨城南部支所	中平柳 3 3 6 - 1	_
計		12 施設	

6) 避難所及び避難場所に関する報告

避難所及び避難場所を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- (1) 避難場所等開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員

7) 災害救助法による避難所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

2. 緊急輸送

1) 緊急輸送の実施

震災による被災者の救護活動並びに応急対策に必要な人員、物資及び資材等を迅速かつ円滑 に輸送するため、関係機関の協力を得て緊急輸送体制を整備する。

- (1) 総括的に優先されるもの
- ①人命の救助、安全の確保
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施
- (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの
- ①第1段階(地震発生直後の初動期)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び 物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- ②第2段階(応急対策活動期)
- ア 前記①の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- ③第3段階(復旧活動期)
- ア 前記②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- 工 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2) 緊急輸送道路の確保

(1)被害状況の把握

市は、予め県から指定されている緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施し、応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧

市は、緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに土浦 土木事務所長に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施 する。

3. 消火活動

- 1) 消防機関による消火活動
 - (1) 消防活動体制の整備

市は、消防機関とともに、市域における地震による災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について計画を立案しておく。また、その区域内における地震に伴うがけくずれ等の被害想定について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (2)被害情報の収集・伝達
- ①被害状況の把握
 - 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの

情報等により、被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

市及び消防本部は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないように努める。

(3) 同時多発火災への対応

市及び消防本部では、震災時における同時多発火災への迅速な対応を図るため、予め震災を想定した防御計画の策定を進める。

防御計画の策定にあたっては、市街地の状況、地震による被害想定の状況(建物倒壊、火災延焼想定)等を考慮して作成するとともに、実際の消火活動にあたっては、防御計画とともに次の原則に基づき鎮圧にあたるものとする。

①避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

具体的には、避難場所までの避難路を確保するための沿道火災地域を優先する。

②重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動 を行う。

③市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市 街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動 にあたる。

具体的には、市域中心部の木造家屋が多数集積している地域で、延焼による多数の被害が想定される。

④重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な 消火活動を優先する。

具体的には、特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス等の貯蔵施設が多数立地する地域 が対象となる。

⑤火災現場活動の原則

- ア 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により 火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、 道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依

頼する。

(5) 応援隊の派遣

市は被災を受けていない状況にあり、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急 消防援助隊の一部として要請があった場合は、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防 活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対しては予め定めた消防計画等により直ちに出 動できる体制を確保する。

2) 市民、自主防災組織、企業による消火活動

(1) 出火防止

地震発生後、市民は、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣への声かけ等を呼びかけ、火災が発見された場合は消防機関に通報し、近隣の住民とともに初期消火にあたる。

(2)消防活動

消防活動の実施にあたって、市民及び自主防災組織等は、消防機関の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動を実施し、消火後は残り火の処理を行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 企業の消火活動への協力

企業の自衛消防隊は、消防機関と連携して消火にあたる。

- 3) 救助・救急要請への対応
 - (1) 消防機関による救急・救助活動
 - ①救助・救急活動の原則

震災時の救助・救急活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

ア 重傷者優先の原則

救助・救急措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

イ 災害時要援護者優先の原則

負傷者多数の場合の救助・救急活動は、幼児・高齢者・障がい者等の災害時要援護者を 優先して実施する。

ウ 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

エ 効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助・救急 活動を行う。

オ 大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。

②救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、 民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

③医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行う。

④後方医療機関への搬送

- ア 医療救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の程度に応じ必要な応急手当を 行い、医療機関に搬送する。
- イ 消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、 治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、 各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して、情報伝達する。

⑤応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき他の消防本部に応援を要請する。協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

⑥応援隊の派遣

市が被災してない場合、市長は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行う。特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 市民及び自主防災組織等による救助・救急活動

地震発生後、消防機関による早急な救助・救急活動が困難な場合も想定されるため、市民 及び自主防災組織等は、協力して、自主的な救助・救急活動を実施する。

4) 水害防止活動

震災時における水防活動は、「第2編 風水害対策 第1章第1節 水政計画」、及び水防管 理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合、溜め池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察等の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

溜め池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の 巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域 住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により、適切な開閉等の措置を講 じる。

4. 応急医療体制

応急医療体制は「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に定める。

5. 危険物等災害対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、湖沼等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1) 危険物流出対策

(1) 連絡体制の確保

①危険物取扱事業所の対応

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその 状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業 務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実 施する。危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、 予め定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、 オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

②市の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(2) 地域住民に対する広報

防災行政用無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県 及び報道機関の協力を得て地域住民への周知を図る。

2) 石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処理の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2)被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3) 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をお

こした場合には、直ちに措置を講ずるとともに、保健所、警察署または消防機関に連絡する とともに、併せて、市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の誘導

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査 し、県に報告する。また、市は、警察署、消防機関と協力のうえで市民への広報活動及び避 難誘導を行う。

第6節 被災者生活支援

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活を支援していくために必要な、避難生活の確保や健康管理、ボランティア活動の支援、各種生活情報、相談窓口業務、応急教育などを効果的かつ円滑に実施していくため定めるものである。

関係班

総務班、救助班、運輸班、救護班、防疫班、農業商工班、上下水道班

1. 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

1)登録窓口の設置

発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2) 避難者等の調査の実施

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部課の職員やボランティア等から成る調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(1)調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても定めておく。

(2)調査結果の報告

調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、 義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、県に対し調査結 果を報告する。

2. 避難所及び避難場所の開設及び運営

1) 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要援護者優先スペース及びその他区画の指定

避難所等の開設は原則として、市長が行う。避難所等は、地域の避難所として指定されていることから、既に避難住民が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに収容施設内の所定の位置に住民を誘導する。

避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要援護者を 優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難住民の安心感 を保つよう配慮する。部屋の割り振りは可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、 以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

<居住区域の代表者(班長)の役割>

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要援護者への配慮徹底
- ⑦その他避難所等の秩序維持に必要と思われる事項

2) 避難所等の開設

被害状況により避難所等を設置する必要があると認められる時は、次により避難所等を開設する。

(1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ウ 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

②設置場所

- ア 避難所等として予め指定している施設
- イ 避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設
- ③設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(2) 避難所等の開設の要請

避難所等が不足する場合は、県に対し、避難所等の開設及び野外収容施設の設置に必要な 資材の調達への協力を要請する。

(3) 避難所等の開設の報告

避難所等を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難所等の開設の目的
- ②箇所数及び収容人員
- ③開設期間の見込み

3)避難所の運営

避難所の運営にあたっては、職員をはじめ、自主防災組織やボランティアなどを各避難所に 配置し、避難所の運営を行う。必要に応じて、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。ま た、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

<避難所開設・運営の手順>

手順①:本部から要請を受けた市職員は指定された施設に参集する

手順②:配属された職員がはじめに入所し、収容スペース内の安全確認を行うとともに、受け 入れに際して障害となる物を移動、除去する

手順③:災害時要援護者の優先スペースを確保する

手順④:避難者の受け入れスペース確保する

手順⑤:避難者を受け入れスペースに誘導する

手順⑥:けが人、病弱者等治療を要する避難者を確認する

手順⑦:避難所内に事務室を開設する

手順⑧:電話、FAX等により避難所開設の旨を本部に報告する

手順⑨:災害時要援護者、病人等を移送する (本部との連絡による受け入れ先の確認)

手順⑩:避難者名簿(カード)を配布・作成する

手順⑪:避難所指定地区住民名簿を使用し、安否を確認する

特に災害時要援護者の所在を確認する

手順⑫:行政区画の割り振り、誘導をする

手順(3): 住民班長を決定する

手順(4):食糧、生活必需品の請求、受取、配給をする

手順(5): 避難所の運営状況を報告(毎朝10時、その他適宜) する

手順⑩:避難所運営に伴う記録を作成する

4) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- (3) 災害時要援護者への配慮
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

5) 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者 用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の

確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

6)健康管理

(1) 被災者の健康(身体・精神) 状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康状態や精神状態の把握及び健康相談を行い、把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、医療関係者の連絡会議等により効果的な処遇検討ができるように努める。

① 要医療者への医療の確保 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援する。

② 保健指導の実施

インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気の遂行及びエコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

③ 内服薬の提供

継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

④ 栄養指導の実施

避難所の食事における炭水化物の過多、野菜やたんぱく質の不足、アレルギー対策及び 要医療者への栄養指導を実施する。

⑤レクリエーション等の実施

市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

⑥遊び場の確保

市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 要援護者の把握

避難者の中から要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒 等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

7)精神保健、心のケア対策

- (1)市は、保健所及び精神保健福祉センター、地区医師会等と連携して次のことを実施する。
- ① 第1段階

- ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動
- ※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療
- ② 第2段階(近隣の精神科医療機関による診療再開)
- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応
- ③ 第3段階
- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- ・ PTSD (心的外傷後ストレス障害) への対応
- (2) 市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。
- (3) 市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を被災者に配付するとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

8) 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要援護者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、 症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要援護者に配慮した福祉避難所を事前 に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食 事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。ただし、不足する場合は適宜以下のような施設を福祉避難所として活用する。

- ・指定福祉避難所:谷和原保健福祉センター、総合福祉施設きらくやまふれあいの丘
- ・その他施設 : 福祉施設、保育所 等
- (6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難者名簿(名簿は随時更新する。)
- ②福祉避難所開設の目的
- ③箇所名、各対象収容人員(高齢者、障がい者等)
- ④開設期間の見込み

9) 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

(1) 愛玩動物受け入れのための配慮

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

3. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、「第2編 風水害対策 第2章第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」に定める。

- 4. ボランティア活動の支援
 - 1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営
 - (1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置して、ボランティア の受入体制を確保する。

(2) ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ①市及び関係機関からの情報収集
- ②被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- ⑧ボランティア保険加入事務
- ⑨関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動
- 2) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア担当窓口の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、 市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

3) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)

- (3) 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- (4) 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布、配達等)
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

4)活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点 を提供するなど、その支援に努める。

5) ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

5. ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1) ニーズの把握

(1) 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに住民代表、民生児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ①家族、縁故者等の安否
- ②不足している生活物資の補給
- ③避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ④メンタルケア
- ⑤介護サービス
- ⑥家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)
- (2) 災害時要援護者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員、及びボランティア等による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、コミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ①介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ②病院通院介助
- ③話相手
- ④応急仮設住宅への入居募集

⑤縁故者への連絡

2) 相談窓口の設置

総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。この総合窓口は、地震災害時の被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(1) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- ①生命保険、損害保険(支払い条件等)
- ②家電製品(感電、発火等の二次災害)
- ③法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- ④心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD(心的外傷後ストレス障害))
- ⑤外国人(安否確認、震災関連情報等)
- ⑥住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- ⑦雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ⑧消費(物価、必需品の入手)
- ⑨教育(学校)
- ⑩福祉 (障がい者、高齢者、児童等)
- ⑪医療・衛生(医療、薬、風呂)
- ⑫廃棄物 (ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- ③金融(融資、税の減免)
- ⑭ライフライン (電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- ⑤手続き(り災証明、死亡認定等)
- ⑥複合災害に関する相談 (例:原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

6. 生活救援物資の供給

1)食糧の供給

食糧の供給は、「第2編 風水害対策 第2章第10節 食糧供給計画」に定める。

2) 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、「第2編 風水害対策 第2章第11節 衣料・生活必需品等供給計画」 に定める。

3) 応急給水の実施

応急給水の実施は、「第2編 風水害対策 第2章第12節 給水計画」に定める。

7. 応急教育

応急教育は、「第2編 風水害対策 第2章第23節 文教対策計画」に定める。

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第7節 災害時要援護者の安全確保対策

第7節 災害時要援護者の安全確保対策

災害時要援護者の安全確保対策は、「第2編 風水害対策 第2章第13節 災害時要援護者安 全確保対策計画」に定める。

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第8節 帰宅困難者対策

第8節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は「第2編 風水害対策 第2章 第14節 帰宅困難者対策」に定める。

第3編 地震災害対策 第2章 震災応急対策計画 第9節 災害救助法の適用

第9節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、「第2編 風水害対策 第2章第27節 災害救助法の適用」に定める。

第10節 応急復旧・事後処理

■基本的考え方

この計画は、被災後における二次災害の発生を防ぎ、被災した地域の速やかな復旧を図るため、被災した建築物及び公共施設、ライフラインの安全性に関する確認を行うとともに、被災地の清掃、防疫活動を行うために必要な措置について定めるものである。

関係班

全班

1. 建築物の震後対策

大規模な地震が発生した場合、関係各部局及び県、その他関係団体等と連携し、被災した建築物の震後対策を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と 協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後7日目まで	①公共施設・主要施設の安全点検の実施 ②建築物の応急危険度判定の実施 ③応急危険度判定に関する情報の市民への提供
住宅供給・帰宅 促進実施体制へ の移行	災害発生後8日目以降 14日目まで	①「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告 ②「安全」判定建物を対象とした被災度区分判定実施の促進 ③余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施

2. 応急危険度判定

上記の震後対策を実施するために、以下の方法により応急危険度判定を行う。

1) 判定士派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣 を県に要請する。

2)被災建築物応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の応急危険度判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ 判定結果の責任については、市が負うものとする。

(2) 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第10節 応急復旧·事後処理

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災建築物応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」 ((財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3 種類の構造種別ごとに行う。
- ③判定は、原則として「目視」により行う。
- ④判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑤判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ、判定を行う。
- ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。

3)被災宅地危険度判定活動

- (1) 判定の基本的事項
- ①判定の基本的事項
 - ア 被災宅地危険度判定は、市が実施する。
 - イ 判定結果の責任については、市が負うものとする。
- ②判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地危険度判定士の指揮、監督を行う。

- (2) 判定作業概要
- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ③判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。
- ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。

4) 住宅の応急修理

詳細については、「第2編 風水害対策 第2章第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応 急修理計画」に定める。

3. 土木施設の応急復旧

- 1) 道路の応急復旧
 - (1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

①道路被害情報の収集・伝達と応急措置

市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、災害対策本部災害復旧事業対策部による調査活動、パトロール、県土木事務所、警察署等への照会、参集職員からの情報収集、その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置(迂回路の選定、誘導員による通行等)を実施し、交通の確保に努める。

②道路占用施設被害情報の収集・伝達と応急措置

上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理及び当

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第10節 応急復旧・事後処理

該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間が無い場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡をする。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた道路については、原則として緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。

①応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

②応急復旧方法

応急復旧の方法は概ね次の内容とし、現地の災害状況に応じて具体的に適宜判断するものとする。

- ア 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端 等に移動し、堆積する。
- イ 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。
- ウ 路上駐車の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で大型車は車両による牽引、 クレーンの使用等重装備により行う。
- エ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填等により自動車に支障のない程度に応急復 旧する。
- オ 橋梁取り付け部の段差については、土砂・木材等の仮設、アスファルト混合物による 応急的な「すりつけ工」等により、自動車走行に支障の無い程度に応急復旧する。
- カ がけくずれによって通行が不能となった道路については、重機械(ブルドーザー、ショ ベル等)により崩壊土の搬土作業を行う。

また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。または、路側に崩土防止柵工を行う。

- キ 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁、又は被害状況により応急復 旧ができない場合は、警察署等関係機関へ連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標 示等必要な措置を講ずる。
- ク 上記作業について、市限りで実施が困難な場合は、速やかに県又は自衛隊への応援要 請の手続きをとる。

③二次災害防止対策

道路管理者は地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、 二次災害防止に努める。

2) 河川管理施設の応急復旧

地震等により堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、 各施設を所管する機関と協力の上、応急復旧に努めるものとする。

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

①水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第10節 応急復旧·事後処理

害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

②河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。

(2) 応急復旧対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、 ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立て、復旧する。また、水門及び排水 機等が故障、停電等により、運転が不能になった場合には、土のう、矢板等により応急に締 切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

3) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地・農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

受益土地改良区は、農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に 排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

4) 砂防施設及び治山施設の応急復旧

(1) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4. ライフラインの施設の応急復旧

- 1) 電力施設の応急復旧(実施主体:東京電力株式会社茨城支店)
 - (1) 応急復旧の実施
 - ①通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および加入電話等を利用して行うこととする。

②災害時における情報の収集、連絡

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第10節 応急復旧・事後処理

ア 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店および第一線機関等の本(支)部長は、次に掲げる情報を 迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

- (ア) 一般情報
 - (a) 気象、地象情報
 - (b) 一般被害情報
 - 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、 ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当 該受持区域内全般の被害情報
 - (c) 対外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への 応対状況)
- (d) その他災害に関する情報(交通状況等)
- (イ) 当社被害情報
 - (a) 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - (b) 停電による主な影響状況
 - (c) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項
 - (d) 従業員の被害状況
 - (e) その他災害に関する情報
- (ウ) 情報の集約

上級本(支)部は、下級本(支)部からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

- (工) 通話制限
 - (a) 災害時の保安通信を確保するため、本(支) 部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
 - (b) 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、 支店および第一線機関等にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置 を講じる。

③災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事はしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに 当社事業所に通報すること。
- (ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない こと。

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第10節 応急復旧·事後処理

- (オ) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (カ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④対策要員の確保

ア 対策要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- (イ) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。
- (ウ) 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

⑤災害時における復旧資材の確保

ア調達

本(支)部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 本(支)部相互の流用

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等 により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難 と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

⑥災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

⑦災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案 して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第10節 応急復旧·事後処理

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で 対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

⑧復旧計画

ア 本 (支) 部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に揚げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本 (支) 部に速やかに報告する。

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
- (イ) 復旧要員の配置状況
- (ウ) 復旧資材の調達
- (エ) 電力系統の復旧方法
- (オ) 復旧作業の日程
- (カ) 仮復旧の完了見込
- (キ) 宿泊施設、食糧等の手配
- (ク) その他必要な対策

イ 上級本(支)部は、前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

⑨復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第10節 応急復旧・事後処理

設備名	復 旧 順 位
	① 全回線送電不能の主要線路
学 示 凯 供	② 全回線送電不能のその他の線路
送電設備	③ 一部回線送電不能の重要線路
	④ 一部回線送電不能のその他の線路
	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
変電設備	② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
変 电 設 佣	③ 重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている
	施設をいう。)
	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要
配電設備	設備への供給回線
	② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線(制御・監視および保護回線)
	② 災害復旧に使用する保安回線
	③ その他保安回線

2) 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社(茨城支店)】

- (1) 電話停止時の代替措置
- ①臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

②臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTTの窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

③特設公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため、避難場所及び地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。

④通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき 規制措置を行い、利用制限を行う。

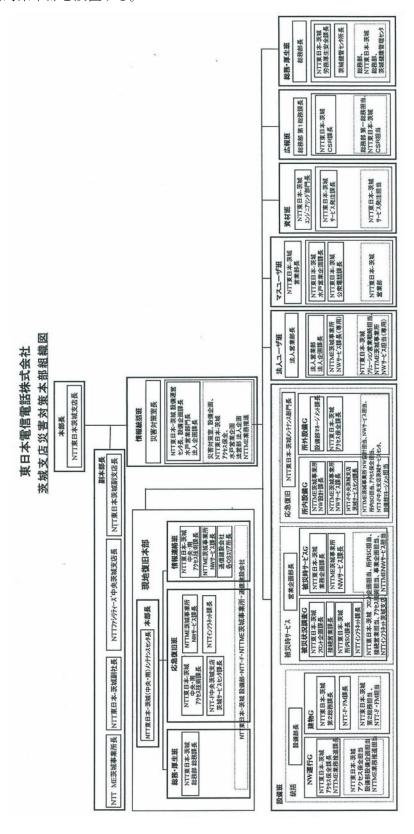
⑤電話の輻そう対策

大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを 可能とする、災害用伝言ダイヤル"171"を提供する。

(2) 応急復旧の実施

①災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより、それぞれ災害対策本部を設置する。



②動員

- ア 部内復旧要員の確保
- (ア) NTT東日本茨城支店の社員を派遣し復旧に充てる。
- (イ) 前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、各県支店及び本社から社員の派遣を受ける。

イ 部外復旧要員

被害が甚大で、東日本電信電話株式会社(本社・茨城支店・被災地支店)の社員のみで 復旧が困難な場合は、通信建設会社に応援を要請する。

③情報の収集・伝達

災害に関する情報を各支店より収集し、本社に伝達する。なお、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。

④復旧工事の順位

[電気通信サービスの復旧順位]

順位		復 旧 回 線		
		・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線		
	電話 サービス	以上		
	竜 話 ザー ヒ ス	・交換局所前(無人局を含む)に公衆電話1個以上		
第		・ZC以下の基幹回線の 10%以上		
717		・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方		
	総合ディジタル	について、1 契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線		
1	通信 サービス	については各事業所毎に1契約回線以上		
		・ZC以下の基幹回線の 10%以上		
	電報サービス	・電報中継回線の1回線以上		
順	専用サービス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上		
	開 専 用 サ ー ビ ス	・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上		
	国際通信事業者回線	・対地別専用線の10%以上		
位	ビス国内通信事業者回線	・対地別専用線の 10%以上		
	等 社 内 専 用 線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線		
	パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上		
	ハクット交換サービス	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数		
		・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線		
第	電話サービス	以上		
		・人口1千人当たり公衆電話1個以上		
2	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方		
		について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線		
順		については各事業所毎に1契約回線以上		
	専用線サービス等	・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上		
位	加入電信サービス回線・	・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上		
	パケット交換サービス	・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数		
順 3	3 第1順位、第2順位に該当しないもの			

(注) その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

- (1) この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線への復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信そ通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の長が判断する。
- (2) お客さまが複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、ISDN、専用 線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。
- (3) 公共の利益のために特に必要があると認めたときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。
- (4) 対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。
- (5) 端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、そ通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。

[契約約款に基づき重要通信を確保する機関]

順位	復 旧 回 線			
	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直			
第1順位	接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある			
	機関			
笠 0 晒片	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融			
第2順位	機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体			
第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの				

⑤復旧工事

復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。 なお、復旧活動の進展にともない、本復旧を実施する。

- ア 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- イ 孤立防止対策用衛星電話 (Ku-1ch) の運用
- ウ 臨時回線の設置
- エ 回線の分断若しくは延長または中継順路の変更
- オ 特設公衆電話の設置
- カ その他

⑥機器・資材の確保

茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、各種復旧用機器・資材等が不足する恐れがある場合は、各県支店の支援で対応する。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (茨城支店)】

- (1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。
- (2) 応急復旧の実施
- ①災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関 し応急の措置を行う。

【ドコモ茨城支店災害対策本部組織図】



3) 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

①作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

水道事業管理者、建設部は次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施 する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的 に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施 設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編制(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、 応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 取水施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、近隣市町村は、県、国、その他関係機関の協力 を得て、仮設給水設備を設置する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとと もに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよ う住民に周知する。

③応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

④住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、住民 への広報を実施する。

【水道用水供給事業者】

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、予め建設業者等と協定を締結しておく。

4) 下水道施設の応急復旧

- (1) 下水道停止時の代替措置
- ①緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

②仮設トイレの設置 避難場所等に仮設トイレを設置する。

- (2) 応急復旧の実施
- ①作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が 発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

③住民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5. 清掃・防疫・障害物の除去

- 1)清掃
 - (1) ごみ処理
 - ①ごみ排出量の推定

災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失) と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定 する。

②作業体制の確保

迅速な処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による応援体制を確立する。また、予め 近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材 等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

③処理対策

- ア 職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。
- イ 市民への広報については、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて市民に広報する。
- ウ 処理の実施については、市民によって集められた仮集積場のごみを管理し、予め選定 した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ、他 に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法によ り緊急措置を講じる。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者 等に応援を要請する。

(2) し尿処理

①し尿処理排出量の推定

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

②作業体制の確保

し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以 上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援 要請を行う。

③処理対策

ア 状況把握

職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置きを指導する。

ウ 処理の実施

必要に応じて避難場所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、 近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2) 防疫

(1) 防疫組織の設置

防疫班が中心となって防疫組織をつくり、必要な教育訓練を行う。

(2)防疫措置

災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等と連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密に

するとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、 できるだけ詳しい防疫計画を立案しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び 近隣市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、 必要な防疫措置等を行う。

(6) 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(7) 予防教育及び広報活動の実施

平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や 避難場所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用 して広報活動を実施する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況をつくば保健所長に報告する。

(9) 医療ボランティア

薬剤師会等関係団体に対し、必要に応じて、医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

3) 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

災害によって建物、又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を 実施する。その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換 を緊密に行う。

(3) 河川・湖沼の関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、湖沼区域内の漂流物等障害物の状況を把握 し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

6. 行方不明者等の捜索

1) 行方不明者等の捜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティアと協力して捜索する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2) 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

3) 応援要請

被災地が広範囲であり、本市限りでの捜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村 に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ捜索の応援を要請す るものとする。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2)遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- (3) 応援を要請する人員又は舟艇・器具等

4)遺体の収容(安置)、一時保存

(1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

(2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

5) 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第3章 震災復旧·復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

■基本的考え方

この計画は、震災時における被災者の自立的生活を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるために定めるものである。

関係部課

財政課、会計課、税務課、産業経済課、市民窓口課、社会福祉課、 介護福祉課、国保年金課、都市計画課

1. 金融及びその他の資金計画

金融及びその他の資金計画は、「第2編 風水害対策 第3章第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」に定める。

2. 租税及び公共料金等の特例措置

租税及び公共料金等の特例措置は、「第2編 風水害対策 第3章第4節 その他の保護計画」に定める。

3. 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害対策 第3章第4節 その他の保護計画」に定める。

4. 住宅建設の促進

1)建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成し、県に報告する。

2) 事業の実施

建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3) 入所者の選定

特定入居を行うときの選定基準を作成し、選定基準に従って入所者の選定を行う。入所者の選定後速やかに県に報告する。

第3編 地震災害対策 第3章 震災復旧・復興計画 第2節 被災施設の復旧

第2節 被災施設の復旧

■基本的考え方

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を立案し、 早期復旧を目標にその実施を図るために定めるものである。

関係部課

全課

1. 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章第1節 公共施設の災害復旧計画」に定める。

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」に定める。

3. 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、 速やかに必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3編 地震災害対策 第3章 震災復旧・復興計画 第3節 災害復旧・復興計画

第3節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害対策 第3章第5節 災害復旧・復興計画」に定める。

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震(震源地:駿河湾、マグニチュード:8程度)」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずる恐れのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域(静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村)が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)に大幅に拡大された。

一方、茨城県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、本市においては、近年における人口・産業の集中、高齢者の増加、交通の輻輳、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを 目的とし、つくばみらい市地域防災計画(地震災害対策計画編)の付編として「東海地震の警 戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

- 1. 基本的な考え方
 - 1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言 発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき 次の対応措置を定めるものとする。
 - (1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。
 - (2) 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置を講じるものとする。 なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混 乱防止のための必要な措置を講じるものとする。
- 2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- 3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。

付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第1章 総則

4) 地震発生後の災害応急対策は、つくばみらい市地域防災計画(地震災害対策編)により対処するものとする。

2. 前提条件

東海地震が発生した場合、本市における予想震度は、概ね震度5弱程度とする。 ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

警戒宣言時(「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。)の対応措置に関するものとする。

1. つくばみらい市

- 1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- 5) 避難の勧告・指示に関すること。
- 6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- 7) 要応急保護者の保護に関すること。
- 8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2. 茨城県

- 1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- 5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

3. 指定地方行政機関

- 1) 関東管区警察局
- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- 2) 関東財務局

金融上の措置に関すること。

- 3) 関東信越厚生局
- (1) 医療救護班応援依頼への対応に関すること。
- (2)情報の収集と伝達に関すること。

- 4) 関東農政局
- (1) 政府所有米・乾パンの供給に関すること。
- (2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。
- 5) 関東森林管理局 国有林野の保全に関すること。
- 6) 関東経済産業局
- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。
- (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
- 7) 関東東北産業保安監督部
- (1)被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること。
- 8) 関東運輸局
- (1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。
- (2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。
- (3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。
- (4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。
- (6) 大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号、10号、12号及び17号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行うこと。
- (7) 緊急輸送に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に対する対策を総合的 かつ効果的な推進をするために必要な事務に関すること。
- 9) 東京航空局
- (1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。
- (2) 航空機の運航の安全と確保に関すること。
- (3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。
- 10) 東京管区気象台
- (1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。
- (2) 警戒体制の確立に関すること。
- 11) 関東総合通信局
- (1) 地震災害警戒本部の設置に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
- (3) 非常無線通信の運用に関すること。
- 12) 茨城労働局
- (1) 災害に係る情報の収集に関すること。
- (2) 労働災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 労働災害防止対策に関すること。
- (4) 労災保険給付に関すること。

- 13) 関東地方整備局
 - (1) 河川施設、道路施設の保全に関すること。
- (2) 緊急輸送の確保助言に関すること。
- (3) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- (4) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること。
- (5) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。

4. 自衛隊

- 1) 部内外関係機関等との連絡体制の強化に関すること。
- 2) 災害派遣の準備(勝田・霞ヶ浦・土浦・古河各駐屯地)に関すること。
- 3) 連絡班及び偵察班等の派遣準備に関すること。

5. 指定公共機関

- 1) 東日本旅客鉄道株式会社(水戸支社)、日本貨物鉄道株式会社(水戸営業支店)
- (1)警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 警戒本部の設置に関すること。
- (3) 列車の運転規制に関すること。
- (4) 旅客等の安全確保及び案内に関すること。
- 2) 東日本電信電話株式会社(茨城支店)、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(茨城支店)
- (1) 重要通信の確保に関すること。
- (2) 警戒宣言等情報の伝達と周知に関すること。
- (3) 地震災害警戒本部の設置に関すること。
- (4) 地震防災応急対策に係る各種情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 災対機器の点検・整備及び非常配備に関すること。
- (6) 応急復旧体制確立のための諸措置(要員、資機材及び車両等の確保並びに輸送に関する 確認と手配等)に関すること。
- (7) 建設業界等の応援に係る確認と手配に関すること。
- (8) 建物・施設等の巡視・点検と必要な防護措置に関すること。
- (9) 工事中の施設に対する安全措置に関すること。
- (10) その他発災に備えた諸措置(重要書類の非常持出し、広報、その他)に関すること。
- 3) 日本銀行
- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。
- (4) 上記各事務にかかる広報に関すること。
- 4) 日本赤十字社(茨城県支部)
- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。

- 5) 日本放送協会(水戸放送局)
- (1) テレビ、ラジオ、FM放送による情報の提供に関すること。
- (2) 一般視聴者からの問合わせ相談に関すること。
- 6) 東日本高速道路株式会社
- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への道路等の情報(案内)提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。
- 7)独立行政法人水資源機構
- (1)機構本社管理事業部、国土交通省下館河川事務所及び同利根川下流河川事務所、その他 関係機関との連絡、情報の周知に関すること。
- (2) 防災体制の確立に関すること。
- (3) 設備の点検、整備に関すること。
- 8) 日本通運株式会社(水戸支店)
- (1)情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 緊急救援物資の輸送体制の確立に関すること。
- 9) 東京電力株式会社(茨城支店)
- (1) 電力の供給に関すること。
- (2) 施設の保全に関すること。
- (3)避難誘導に関すること。
- (4) 安全広報に関すること。
- 10) 東京瓦斯株式会社
- (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
- (2) 都市ガスの供給に関すること。
- 6. 指定地方公共機関
- 1) 茨城県土地改良事業団体連合会
- (1)情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 各土地改良区の施設・設備の点検・監視に関する連絡調整に関すること。
- 2) 医療関係団体(社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会)

救急医療活動体制の確立に関すること。

- 3) 運輸機関(茨城交通株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島 臨海鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法 人茨城県トラック協会、社団法人茨城県バス協会)
- (1) バス・鉄道の運行確保及び輸送施設の防災に関すること。
- (2) 社有建造物・施設等の防災に関すること。
- (3) 防災対策要員の輸送の協力に関すること。
- (4) 救助物資及び避難者の輸送体制の確立に関すること。

- (5) その他震災対策に関すること。
- 4) 都市ガス事業者(東部ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社)
- (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
- (2)都市ガスの供給に関すること。
- 5) 社団法人茨城県高圧ガス保安協会
- (1)情報の収集と伝達に関すること。
- (2) 会員事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
- (3) 高圧ガス施設の点検、巡視に関すること。
- (4) 高圧ガスの供給に関すること。
- 6) 株式会社茨城新聞社

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の新聞による広報に関すること。

- 7) 株式会社茨城放送
- (1) 警戒対策本部の設置に関すること。
- (2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の放送に関すること。
- 8) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 防災ボランティアの活動体制の確立に関すること。

7. 住民等

- 1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者
- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収 集及び周知に関すること。
- (2) 自衛防災体制の確立に関すること。
- (3) 災害発生の予防措置に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 市町村等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- 2) 居住者等(居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体)
- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- (3) 初期消火の準備に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- (6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- (7) 社会秩序維持の協力に関すること。

(8) 避難に関すること。

第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令

第1節 東海地震注意情報等の伝達

1. 伝達系統



- 2. 伝達事項
- 1) 東海地震注意情報
- 2) 東海地震予知情報
- 3) 東海地震に関連する調査情報 (臨時)

第2節 警戒体制への準備

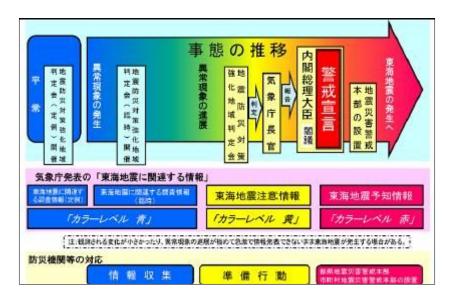
市は、東海地震注意情報を受けたとき、または了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。

主な事項は次のとおりである。

- 1. 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- 2. 災害対策本部設置の準備
- 3. 社会的混乱防止のための広報
- 4. その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について

1. 異常の検知から警戒宣言まで



2. 東海地震に関連する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」でお知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

東海地震に関連する情報の種類
TV

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ,「警戒宣言」が発せられ た場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認めら れた場合
東海地震に関連 する調査情報 [カラーレベル	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因について の調査を行った場合
青]	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつ くような変化が観測されていないと判断された場合

付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南 方沖を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波の恐れがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて 行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長 官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

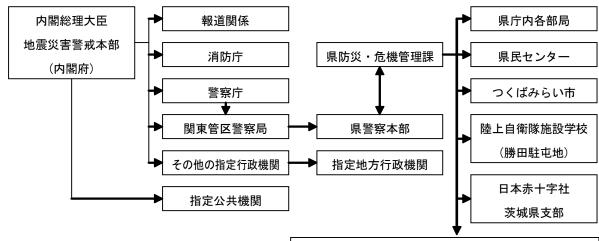
平成 年 月 日 内閣総理大臣

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

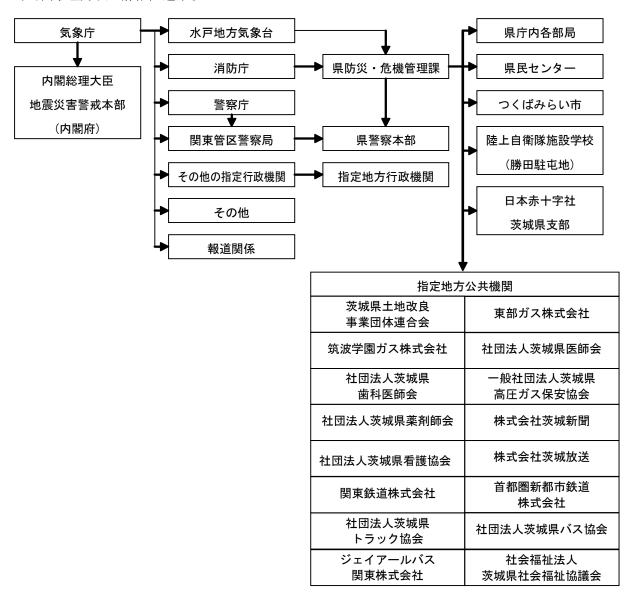
第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

- 1. 伝達系統 次の系統図による。
- 1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統

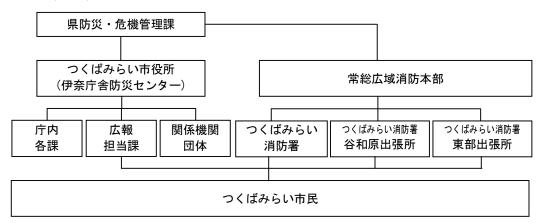


指定地方公共機関					
茨城県土地改良 事業団体連合会	東部ガス株式会社				
筑波学園ガス株式会社	社団法人茨城県医師会				
社団法人茨城県 歯科医師会	一般社団法人茨城県 高圧ガス保安協会				
社団法人茨城県薬剤師会	株式会社茨城新聞				
社団法人茨城県看護協会	株式会社茨城放送				
関東鉄道株式会社	首都圏新都市鉄道 株式会社				
社団法人茨城県 トラック協会	社団法人茨城県バス協会				
ジェイアールバス 関東株式会社	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会				

2) 東海地震予知情報伝達系統



3) 本市における伝達系統

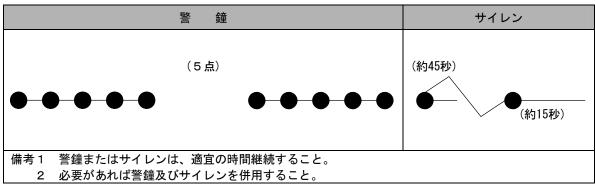


2. 伝達事項

- 1) 警戒宣言
- 2) 東海地震予知情報
- 3) 警戒解除宣言
- 4) その他必要と認める事項

3. 市民等に対する警戒宣言の周知

- 1) 市は、警戒宣言の発令を了知した場合は、地震防災信号、同報無線、県防災ヘリコプター、 広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。
- 2) 地震防災信号(大規模地震対策特別措置法施行規則第4条)



第2節 警戒体制の確立

警戒宣言が発令された場合、市は、直ちに災害対策本部を設置して、社会的混乱の未然防止 を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

災害対策本部及び各対策部の事務分掌等の組織・活動体制については、「第3編 震災対策 第2章第1節 組織計画」に定める。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、または発生する恐れがなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、市、県、防災関係機関はもとより、一般住民に至るまでそれぞれの責務を果すとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1. 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防 災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住 民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

1) 広報の内容

(1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容

- (2) 市長から市民への呼びかけ
- (3) 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- (4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) 混乱防止のための措置
- (6) その他状況に応じて事業所又は市民等に周知すべき事項(本章第4節「市民等のとるべき措置」を参照)
- 2) 広報の実施方法

市は、同報無線、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2. 消防対策

警戒宣言が発令された場合、市、県及び防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるものとする。

市は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、市民、事業所等が実施する地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

1) 市民に対する措置

報道機関の協力を得て、また同報無線、広報車等による呼びかけにより、市民に対し下記に示す措置の推進を図る。

- (1) 火気使用の自粛等による出火防止
- (2) 初期消火
- (3) 危険防止対策(家具類、ブロック(石)塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止)
- (4) その他必要な措置
- 2) 石油類、高圧ガス、火薬等を扱う事業所に対する措置

県との連携のうえ、消防本部による巡回点検等により、安全の確保及び混乱防止のための 下記に示す措置の推進を図る。

- (1) 警戒宣言等情報の収集・伝達
- (2) 火気使用の自粛等による出火防止
- (3) 危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理
- (4) 自衛防災組織の配備
- (5) その他必要な措置

3. 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者(以下「管理者等」という。)は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 施設の応急点検・監視及び修理

- (2) 危険物の流出及び出火防止措置
- (3) 必要に応じ運転(操業)制限又は一時停止の措置
- (4) 自衛消防体制の確立
- (5)消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (6) 消防設備・資機材の点検・整備
- (7) 周辺住民の安全確保措置
- (8) その他必要な措置
- 2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒宣言等の周知徹底(事業所及び消費家庭)
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3)消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- (5) 必要に応じ操業の制限又は停止
- (6) 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備
- 3) 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒宣言時の周知 (事業所内)
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3)消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 火薬庫等施設の再点検
- (5) 防消火設備の点検・整備
- (6) 必要に応じ取扱作業の制限又は停止
- 4) 毒劇物施設

毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 貯蔵施設等の緊急点検
- (2) 巡視の実施
- (3) 充填作業、移し替え作業等の停止
- (4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- (5) 東海地震予知情報の収集
- (6) 消防、警察署等に対する通報体制の確立

4. 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、市は、管理する上下水道について、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 1) 上水道対策
- (1) 緊急貯水の実施

市は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、市民においても緊

急貯水を実施するものとする。

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

- (2) 施設等の保安措置
- ①浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則 として搬入を行わない。
- ②浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、市民の緊急貯水(汲み置き)に対処 し得るよう、送配水圧を調整する。
- ③塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設について、警戒宣言時の保安点検要領をあらかじめ 定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき保安点検を実施する。
- ④電力の供給が絶たれることを想定し、代替電源の確保を図る。
- ⑤地震の発生により施設が損壊することを想定し、復旧のための業者を確保する。
- ⑥地震の発生に備え、復旧用資機材の確保を図る。
- ⑦工事現場においては、工事を一時中断して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速 やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。
- 2) 下水道対策
- (1)業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処する とともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。

- (2) 人員・資機材の点検確保
- ①人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画にもとづき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

②資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

(3) 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

①特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

②工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

- (4) 危険物等に対する保安措置
- ①石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。
- ②塩素ガス等

ア 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。

- イ 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。
- ウ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。
- ③消火ガス

ア 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。

- イ 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。
- ④化学薬品等取扱い施設
- ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。
- イ 引火又は混合混しょく等による出火防止措置を講じる。
- 5. 教育、医療、社会福祉施設対策
- 1) 教育
- (1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保 並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

- ①警戒宣言の内容の周知徹底
- ア 市長は、教育委員会を通じて、管内に所在する学校長に対して、警戒宣言、東海地震 予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。
- イ 学校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、市(災害対策本部等)及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を 教職員に周知させるものとする。
- ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指 示をする。

なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

②児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

- a) 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- b) 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- c) 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則 として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。
- イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

学校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

a) 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

b) 小中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法(通学班等)により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保 護者に引き渡す。

c) その他

小学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保 護者に引き渡す。

ウ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

- a)登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。
- b) 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。
- ③学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び 巡視を行う。

イ 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

ウ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

エ 非常時搬出物品の確認と準備 重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等の恐れのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保 管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④教職員の確保

学校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

⑤学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

- ア 学校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。
- イ 学校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。
- ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒 等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。
- エ 学校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特 に次のことについて協力を得る。
 - a) 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置
 - b) 児童生徒等の登下校の具体的方法
 - c) 緊急連絡網の整備
- (2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、(1) の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に 応じて適切に対処する。
- (2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

- (3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- (4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (5)消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

また、日本赤十字社(茨城県支部)が行う必要な措置は次のとおりである。

- ①被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。
- ②病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。
- ③赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。
- 3) 社会福祉施設
- (1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。
- (2)情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、市災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。特に、通園施設(中でも保育所)においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておくものとする。

(3)消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

(4) 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

(5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

- (6) 安全指導
- ①設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等 を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。
- ②施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。
- ③入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに 来た場合にのみ行う。
- 6. 百貨店、高層ビル等対策

不特定多数の者が出入りする百貨店、高層ビル等の管理者等は、警戒宣言の発令を市の広報、 テレビ、ラジオの放送等で了知した場合は、顧客、観客、来訪者、従業員等(以下「顧客等」 という。)の混乱防止と安全確保を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- 1) 自主防災体制の確立
- 2)情報の収集・伝達

顧客等への情報の伝達については、避難誘導の必要がある場合は、従業員のそのための配備を完了した時点で行うものとする。

- 3) 避難誘導の準備又は実施
- 4) 出火防止の措置
- (1) 火気使用の制限又は中止
- (2) 火気使用器具、LPGボンベ、燃料タンク等の安全確認
- 5)消防用設備、器具の点検及び使用準備
- 6) 転倒及び落下防止の措置
- (1) 窓硝子、看板等の建物の付属物
- (2) ロッカー、陳列棚、商品等
- (3) 薬品等の危険物
- 7) 応急救護の準備
- 8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛又は業務の制限
- 9) その他必要な措置

7. がけくずれ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、市及び県は関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然 防止に万全を期するものとする。

- 1) 地すべり防止区域、がけくずれ等の危険が予測される区域等の点検を行う。
- 2) 地すべり、がけくずれ等の危険が予測される地区に対し、避難勧告等の適切な措置を行う。
- 3) 上記区域内で工事中のものがある場合は、工事または作業関係者に対し、工事または作業 を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をと る。

第4節 市民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、市民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1. 家庭

- 1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- 2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを 決めて、すぐに取りかかること。
- 3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- 4) 火気の使用は自粛すること。
- 5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- 6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- 7) 身軽で安全な服装になること。
- 8) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する

こと。

- 9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- 10) 自主防災組織は配置につくこと。
- 11) 不用不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2. 職場

- 1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの 措置をとること。
- 2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3) 火気の使用は自粛すること。
- 4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- 5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- 6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- 8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。(第3 節の6参照のこと)
- 9) 正確な情報の把握に努めること。
- 10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。